

新設分割に係る事後開示書面

(会社法第 811 条及び会社法施行規則第 209 条に基づく開示事項)

2026 年 1 月 19 日

株式会社倉元製作所

KURAMOTOペロブスカイト株式会社

新設分割に係る事後開示書面

2026年1月19日

宮城県栗原市若柳武鎗字花水前1番地1
株式会社倉元製作所
代表取締役 渡邊 敏行

宮城県栗原市若柳武鎗字花水前1番地1
KURAMOTOペロブスカイト株式会社
代表取締役 渡邊 敏行

株式会社倉元製作所（以下「分割会社」といいます。）は、2025年12月5日付の新設分割計画書に基づき、2025年12月15日を成立日として、KURAMOTOペロブスカイト株式会社（以下「新設会社」といいます。）を新たに設立し、ペロブスカイト太陽電池事業に関する権利義務を承継させる新設分割（以下「本新設分割」といいます。）を行いました。

本新設分割に関して、会社法第811条及び会社法施行規則第209条の定めるところにより、開示すべき事項は、以下のとおりです。

1. 本新設分割が効力を生じた日

2025年12月15日

2. 会社法第805条の2の規定による請求にかかる手続の経過

本新設分割は、会社法第805条に規定される簡易新設分割に該当し、会社法第805条の2但書に定める場合に該当するため、該当事項はありません。

3. 会社法第806条及び第808条の規定並びに第810条の規定による手続の経過

(1) 反対株主の株式買取請求手続

本新設分割は、会社法第805条に規定される簡易新設分割に該当し、会社法第806条の適用がありませんので、反対株主の株式買取請求に関する手続は実施しておりません。

(2) 新株予約権買取請求手続

本新設分割において、会社法第808条第1項第2号の要件を満たす新株予約権はありませんので、会社法第808条の規定による手続は実施しておりません。

(3) 債権者保護手続

本新設分割において、分割会社から新設会社へ承継される債務は存在せず、本新設分割後、分割会社に対して債務の履行を請求することができない分割会社の債権者ではなく、分割会社は、会社法第 810 条第 1 項第 2 号に基づく債権者の異議申述の手続は実施しておりません。

4. 新設会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

新設会社は、2025 年 12 月 15 日をもって、新設分割計画書に記載された分割会社のペロブスカイト太陽電池事業に関して有する権利義務を承継いたしました。新設会社が分割会社から承継した資産の額は 863, 926, 750 円であり、負債の承継はありません。

5. 本新設分割に関するその他重要な事項

該当事項はありません。

以上